投資者の皆さまへ

Monthly Fund Report

ダイワMRF（マネー・リザーブ・ファンド）

追加型投信／国内／債券／MRF

信託期間　：1997年9月30日　から　無期限　　基　準　日　：　2025年5月30日

決算日　　：毎日　　回次コード　：　0936

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

≪7日間平均年換算利回り・純資産の推移≫

2025年5月30日現在

純資産総額	12,550億円

期間別利回り

計算期間			ファンド
2025/04/01	～	2025/04/07	0.216%
2025/04/08	～	2025/04/14	0.222%
2025/04/15	～	2025/04/21	0.229%
2025/04/22	～	2025/04/28	0.230%
2025/04/29	～	2025/05/05	0.232%
2025/05/06	～	2025/05/12	0.232%
2025/05/13	～	2025/05/19	0.235%
2025/05/20	～	2025/05/26	0.234%

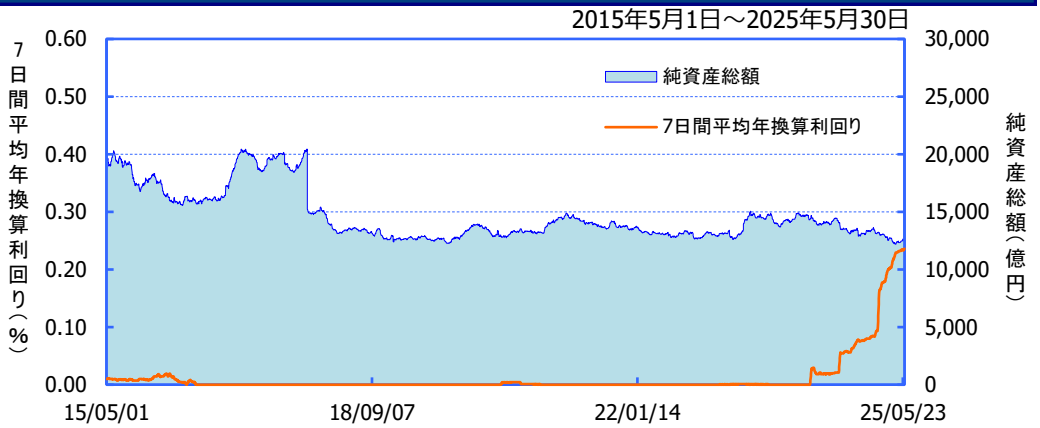

基準日現在の運用管理費用（信託報酬）は、純資産総額に対して年率0.2000%（税込）です。

※7日間平均年換算利回りは、課税前の7日間平均利回りを年率換算したものです。

※「期間別利回り」の利回りは、各計算期間の平均利回りを表しています。

≪主要な資産の状況≫

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合です。

種類別構成

公社債 種類	額面金額（百万円）	評価額（百万円）	比率	平均残存（日）	短期金融資産 種類	額面金額（百万円）	評価額（百万円）	比率	平均残存（日）
国債証券	495,200	494,962	39.4%	48.7	CP	---	---	---	---
地方債証券	---	---	---	---	CD	---	---	---	---
特殊債証券（除く金融債券）	---	---	---	---	CP現先取引	200,000	199,931	15.9%	3.0
金融債券	---	---	---	---	債券現先取引 債券レポ取引	---	---	---	---
普通社債券	---	---	---	---	日銀割引手形	---	---	---	---
					無担保コール・ローン翌日物	---	585,000	46.6%	3.0
					無担保コール・ローン期日物	---	---	---	---
					有担保コール・ローン期日物	---	---	---	---
					その他資産	---	-24,839	-2.0%	---
公社債合計	495,200	494,962	39.4%	48.7	短期金融資産合計	---	760,092	60.6%	3.0
純資産総額						---	1,255,054	100.0%	20.5

格付別構成

格付		比率	格付		比率
AAA		---	A-1		62.5%
AA		---	A-2		---
A		---	A-3		---
BBB以下		---			
			その他資産		-2.0%
A相当以上	（1社格付）	---	A-2相当以上	（1社格付）	---
	（格付なし）	---		（格付なし）	---
国債、地方債、特殊債		39.4%	国債、日銀割引手形等		---
公社債合計		39.4%	短期金融資産合計		60.6%

※短期金融資産における「その他資産」は、有担保コール・ローン翌日物、指定金銭信託、預金、未収金、未払金等を含みます。

※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

※格付別構成における公社債の「A相当以上」および短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」に基づき当社が判断したものです。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用：大和アセットマネジメント Daiwa Asset Management

商号等　大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第352号

加入協会　一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

組入資産の発行体別組入状況（上位10社）

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合です。

公社債(国債、地方債、特殊債を除く)

発行体名	比率
---	---
---	---
---	---
---	---
---	---
---	---
---	---
---	---
---	---
---	---

短期金融資産（CP、CD）

発行体名	比率
---	---
---	---
---	---
---	---
---	---
---	---
---	---
---	---
---	---
---	---

※「組入資産の発行体別組入状況」は、現先取引を除いています。

≪ファンドの目的・特色≫

ファンドの目的

・内外のコマーシャル・ペーパーおよび内外の公社債に投資し、安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

・内外のコマーシャル・ペーパーおよび内外の公社債を中心に投資します。

・わが国の国債証券および政府保証付債券、適格有価証券、適格金融商品などに投資し、安全性に配慮して運用します。

・毎日決算を行ない、原則として信託財産から生ずる利益の全額を分配します。

≪投資リスク≫

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債等の価格変動 （価格変動リスク・ 信用リスク）	公社債等の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債等の価格は下落します。組入公社債等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

≪ファンドの費用≫

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	ありません。	—
換金時手数料	ありません。	—
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用（信託報酬）	運用管理費用の総額は、信託元本の額に、年率1％以内で次に掲げる率（以下「運用管理費用（年率）」といいます。）を乗じて得た額とします。	運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
	①各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる運用管理費用（年率）は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に0.06を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年率0.2％以下の場合には、年率0.2％とします。 ②前①の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が、0.4％未満の場合の運用管理費用（年率）は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率とします。 ③前①および前②の規定にかかわらず、前①または前②の規定により算出された日々の運用管理費用（年率）が運用管理費用控除前の運用収益率（元本1万口当たりの運用管理費用控除前の純資産価額の元本1万円に対する収益率の年率をいいます。）に0.5を乗じて得た率を超える場合には、日々の運用管理費用（年率）は、当該運用収益率に0.5を乗じて得た率以内の率（当該運用収益率がマイナスの場合は零とします。）とします。	
委託会社	配分については、下記のとおりです。（注1）	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書の作成等の対価です。
販売会社		各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	イ．委託会社への配分 運用管理費用の総額から販売会社および受託会社への配分を除いた額とし、毎計算期末に計上します。 ロ．販売会社への配分 信託元本額に、（運用管理費用（年率）×0.765）の率を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。 ハ．受託会社への配分 信託元本額に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とし（積上げ計算）、毎計算期末に計上します。	

信託元本額	率
1兆円未満の部分	運用管理費用（年率）×2.5÷30（ただし、年率0.025％を上限とする。）
1兆円以上2兆円未満の部分	運用管理費用（年率）×1.9÷30（ただし、年率0.019％を上限とする。）
2兆円以上3兆円未満の部分	運用管理費用（年率）×1.4÷30（ただし、年率0.014％を上限とする。）
3兆円以上の部分	運用管理費用（年率）×1.0÷30（ただし、年率0.010％を上限とする。）

	ニ．運用管理費用の総額の算出にあたり②または③が適用される場合における各社への配分は、①にしたがって算出した総額に関して前イ.から前ハ.により算出した当該各社への配分の割合を用いて按分します。	
その他の費用・手数料	（注２）	監査報酬、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

（注1）販売会社への配分には消費税等に相当する金額を含みます。
（注2）「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎月の最終営業日または信託終了時に行なわれます。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

≪お申込みメモ≫

購入単位	1 円以上 1 円単位
購入価額	①購入申込受付日の正午以前に購入代金の受領の確認をした場合 購入申込受付日の前日の基準価額（1 万口当たり）※1 ②購入申込受付日の正午を過ぎて購入代金の受領の確認をした場合 購入申込受付日の翌営業日の前日の基準価額（1 万口当たり）※2 ※1 購入申込受付日の前日の基準価額が 1 万円を下回っているときは、購入の申込みに応じないものとします。 ※2 購入申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が 1 万円を下回ったときは、当該購入申込受付日の翌営業日以降、最初に購入にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が 1 万円となった計算日の基準価額による購入の申込みとみなします。 （注）購入申込受付日は、委託会社の営業日とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額（1 万口当たり） ※換金の申込みを販売会社が正午以前に受付けた場合で、当日に換金代金の受取りを希望される場合は、換金申込受付日の前日の基準価額（1 万口当たり） （注）換金申込受付日は、委託会社の営業日とします。
換金代金	原則として換金申込受付日の翌営業日からお支払いします。 ※換金の申込みを販売会社が正午以前に受付けた場合で、当日に換金代金の受取りを希望される場合は、当該申込受付日にお支払いします。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	毎日決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を分配します。 収益分配金は、毎月 1 回、1 か月分※をまとめて最終営業日に、税金を差引いたうえで、自動的に再投資されます。ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が 1 万円を下回った場合には、当月の最終営業日以降、最初に購入にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が 1 万円になった計算日の翌営業日に再投資されます。 ※「1 か月分」とは、前月の最終営業日（その翌日以降に購入された場合については購入日）から当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計額をいいます。
課税関係	課税上は公社債投資信託として取扱われます。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

≪当資料のお取り扱いにおけるご注意≫

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

- 大和アセットマネジメント　フリーダイヤル　0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

- https://www.daiwa-am.co.jp/

取扱い販売会社

2025年6月5日　現在

ダイワＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
永和証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第5号	○			
共和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第64号	○		○	
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○		○	
島大証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○	○		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○			
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○		○
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第29号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
広田証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第33号	○			
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第167号	○		○	
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
リーディング証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第78号	○			
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。